

農業制度資金のご案内

令和5年1月



農業制度資金は、県や市町村の補助などにより長期・低利で利用できる資金です。

- 印であっても、条件により融資が受けられない場合があります。詳細は各相談窓口にてお尋ねください。
- 借入対象者であっても、融資機関の審査によっては、融資を受けることができない場合があります。
- 1ページ表中の利率は、令和5年1月19日現在のものであり、金融情勢により変動があります。
- 利率は、国・県・市町村等の利子補給又は利子助成後の借受者の実質負担率を示しています。

貸付条件等 資金名	借りられる人は？ (借入対象者)	何年で返さなければならぬ？ (償還期間)	左記期間のうち元金を返さなくてよい期間は？ (据置期間)	利率はどのくらいなの？ (金利)	いくらまで借りられるの？ (借入限度額)	総事業費のうちお金を借りられる割合は？ (融資率)	保証人や担保は必要なの？ (担保提供の有無)	どこに相談すればいいの？ (相談窓口)	
① 農業近代化資金	認定農業者 注1	15年 注3	3~7年 注3	0.80%	個人:1,800万円	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 銀行・信用金庫・信用組合 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター	
	集落営農組織			0.80%	法人:2億円	100%			
	主業農業者、農業参入法人等			0.80%	15億円	80%			
	農協等			0.80%					
② 農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者 注1	1年	-	1.50%	個人:500万円 法人:2,000万円	100%	保証人:不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター	
日本政策金融公庫資金	③ 青年等就農資金	認定新規就農者 注2	17年 注4	5年 注4	無利子	3,700万円 注5	100%	保証人:原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ 担保:原則として融資対象物件のみ	日本政策金融公庫
	④ 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者 注1	25年	10年	0.40~0.80%	個人:3億円 法人:10億円 注6	100%	ご相談	農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター
	⑤ 農業改良資金	エコファーマー等 六次産業化法の認定を受けた農業者等	12年 12年	3年 5年	無利子	個人:5,000万円 法人:1億5,000万円	100%		
	⑥ 経営体育成強化資金	主業農業者、農業参入法人 集落営農組織等	25年	3年	0.80%	個人:1億5,000万円 法人:5億円	80%		
	⑦ 農林漁業セーフティネット資金	認定農業者 注1、認定新規就農者 注2 主業農業者、集落営農組織	15年	3年	0.40%~0.75%	1,200万円 注7,8	100%		
	⑧ 農業基盤整備資金	土地改良区等 上記の方が災害に遭われた場合	25年	3年又は10年	0.80%又は0.95% 0.40%~0.80%	借入者負担額	100%		日本政策金融公庫 農林事務所土地改良部門・土地改良事務所
	⑨ 農業経営負担軽減支援資金	要件を満たした農業者等	10年	3年	0.80%	営農負債の残高	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証又は物的担保	農協 農林事務所経営普及部門・地域農業改良普及センター
	⑩ 農業ビジネス保証制度	商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人	注9	2年	金融機関所定利率	5,000万円	100%	保証人:原則法人代表者のみ 担保:必要に応じて徴求	商工会議所・商工会 農業参入等支援センター 銀行・信用金庫・信用組合・農協
⑪ 新認定農業者育成特別資金 新集落営農組織育成特別資金	農協の組合員で認定農業者 注1 農協の准組合員で集落営農組織	5年	1年	無利子	個人:500万円 法人:1,000万円	100%	保証人:原則不要 担保:基金協会の債務保証	農協	

実施したい事業																		
土地		農機具・施設				家畜・果樹・運転資金			調査・開発	環境整備	担い手育成	経営の維持安定		災害				
農地等取得したい	農地等の賃借料を一括払いしたい	農地等を改良したい	農舎・畜舎・ハウス等をつくりたい	トラクター・田植機・コンバイン等を購入したい	共同利用施設を取得したい	農産物の加工・販売施設を整備したい	家畜を購入・育成したい	果樹等を植栽・育成したい	種苗・肥料・農薬等を購入したい	農畜産物の加工品等の調査・開発等をした	備・取得したい 排水施設を改良・整備	外国人労働者等向け住宅を改良・造成・取得したい	農業に関する研修を受けたい	新規に農業を開始したい	経営環境の悪化に対応したい	負債整理をしたい	農地・採草放牧地等を復旧したい	経営資金を借りたい
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
							○	○	○									

注1 認定農業者とは、市町村長から農業経営基盤強化促進法第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者のことです。
 注2 認定新規就農者とは、市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者のことです。
 注3 原則の期間を記載しています。詳細については、中面をご覧ください。
 注4 最長の期間を表示しています。実際には審査によって決定します。(以下、公庫資金において同じです。)
 注5 一定の条件を満たす場合、1億円まで借入れができます。

注6 一定の条件を満たす場合、個人は6億円、法人は30億円まで借入れができます。
 注7 簿記記帳を行っており、特に必要と認められた場合は、年間経営費又は粗収益の各12分の6のいずれか低い額まで借入れができます。
 注8 コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営に影響が発生している場合、別枠600万円
 注9 一括返済の場合は2年、分割返済の場合は10年(運転資金)又は15年(設備資金)。詳細については、中面をご覧ください。